

## 市立駐車場施設内監視カメラの設置及び管理運営に係る取扱いについて

### 1. 本通知による取り扱いの対象となるカメラについて

市立駐車場の利用者を含む市民が撮影される可能性のあるカメラ（以下「監視カメラ」という。）を対象とし、専ら施設の状況、設備機器等の運用状況等の監視を行うもので、市民が撮影されるおそれがない場所に設置されているものについては対象としない。

### 2. 管理責任者等の設置

- (1) 監視カメラの適正な管理運用を行うため、建設局道路河川部調整課に管理責任者を置き、また、各市立駐車場に取扱責任者及び取扱員を置くものとし、当該カメラの取扱いに当たっては、管理責任者、取扱責任者及び取扱員以外のものが従事してはならない。
- (2) 管理責任者は、建設局道路河川部調整課長とし、必要な限度において、監視カメラの運用状況に関し、指定管理者から報告を求め、もしくは実地調査を行い、または必要な指示を行うことができる。
- (3) 指定管理者は、各市立駐車場における監視カメラの取扱責任者を指定し、当該取扱責任者は次の各号に掲げる事務を指定管理者の責任によって行う。
  - (ア) 監視カメラの設置等に係る措置。
  - (イ) 監視カメラの運用及び保守点検。
  - (ウ) 画像の保存及び管理に関すること。
  - (エ) 画像の閲覧。
  - (オ) 画像を記録した媒体の回収。
  - (カ) 捜査機関等に対する画像の提供に関すること。
  - (キ) 監視カメラに関する苦情等への対応。
- (4) 取扱員は、取扱責任者が指定する者とし、取扱責任者の補佐を担任する。
- (5) 指定管理者は、取扱責任者及び取扱員に対して、本通知に規定されている必要な事項を遵守させなければならない。
- (6) 指定管理者は、管理責任者に対して、取扱責任者の氏名等を書面により届け出なければならない。

### 3. 設置等に係る措置

指定管理者は、監視カメラの設置に当たり、設置目的を明確にするとともに、その目的を達成するために、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 撮影範囲を必要最小限にとどめること。
- (2) 監視カメラ設置箇所付近または撮影対象区域の見やすい場所に監視カメラを設置していることを表示すること。

### 4. 画像の管理等

- (1) 監視カメラにおいて記録した画像は、大阪市に帰属する。
- (2) 指定管理者は、画像の管理に当たっては、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）に基づき、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるとともに、適正な管理を行うものとする。
- (3) 指定管理者は、画像を記録した媒体について、施錠可能な事務室内または施錠可能な保管庫内に保管するなど、盗難及び紛失の防止のための措置を講ずるものとする。
- (4) 管理責任者と指定管理者は、画像の保存期間について、各機種ごとに協議のうえ、これを決定することとし、当該画像保存期間終了後は、監視カメラの機能に応じて、速やかに

上書きまたは消去を行う。

- (5) 前項の規定にかかわらず、管理責任者と指定管理者は、犯罪防止等のため特に必要があるときは、協議のうえ、保存期間を超えて画像を保存することができる。ただし、保存する必要がなくなった画像については、速やかに前項のとおり画像を上書きし、または消去しなければならない。
- (6) 指定管理者は、画像について、加工編集または複写を行ってはならない。ただし、上記(5)に基づき保存期間を超えて保存する場合、及び下記「5. 提供の制限」ただし書に基づき、第三者に提供を行う場合は、この限りでない。
- (7) 指定管理者は、無線通信式防犯カメラを設置する場合、記録した画像を閲覧、抽出または確認を行うためのパスワードを設定するとともに、当該パスワードを定期的に変更しなければならない。
- (8) 前各項に掲げるもののほか、指定管理者は、画像及び画像を記録した媒体について、流出、漏えい、盗難、紛失その他事故が生じないよう必要な措置を講ずるものとする。

## 5. 提供の制限

- (1) 指定管理者は、画像から知り得た情報を第三者に提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合、指定管理者は、各号該当事由、画像の閲覧者等を記載した書面（様式36参照。）を管理責任者に提出し、管理責任者が妥当と判断する場合は、画像の閲覧を認め、または提供することができる。
  - (ア) 法令に基づく手続きにより照会等を受けた場合。
  - (イ) 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合。
  - (ウ) 個人の生命または財産を守るため緊急かつ止むを得ないと認められる場合。
  - (エ) 個人が特定される画像で、本人の同意がある場合または本人に提供する場合。
- (2) 指定管理者は、上記5.(1)(ア)、(イ)に基づき、画像の閲覧または提供を行う場合、捜査機関等に対し、事前に、捜査関係事項照会書等画像の閲覧に係る書面の提出を求めるものとする。

## 6. 苦情等への対応

指定管理者は、設置された監視カメラに関する苦情に対し、迅速かつ適切な対応を行うものとする。

## 7. 守秘義務

指定管理者は、監視カメラ及び記録された画像の取扱いにより知り得た情報は、これを漏らしてはならない。

## 8. 再委託

指定管理者が、監視カメラの保守点検等について、業務の再委託を行うときは、指定管理者の責任をもって、当該再委託先に対し、本通知に規定されている必要な事項を遵守させなければならない。

## 9. その他の事項

その他監視カメラの設置及び管理運営に関して必要な事項は、本市から指定管理者に対して別途通知を行う。